

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90/100	×5/100	1日につき +200単位	1月につき +60単位	1月につき +150単位
	介護老人保健施設の場合						

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90/100	+5/100	1日につき +200単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合					

ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目